

防火対象物の種別について(甲種、乙種)

区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	
	(6)項口又は(6)口を含む(16)項イ及び(16の2)項 ※1	左記以外の特定防火対象物 ※2	非特定防火対象物	特定防火対象物 [(6)項口を含むものを除く]	非特定防火対象物
建物全体の延べ面積	0㎡以上	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の収容人員 ※3	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
選任資格	甲種防火管理者	甲種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

※1 「(6)項口」とは、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどをいいます。(消防法施行令別表第一)

※2 特定防火対象物とは、百貨店、旅館、地下街、複合用途防火対象物その他不特定多数の者が出入する劇場、映画館、演劇上、観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール、風俗営業店、料理店、飲食店、ホテル、老人福祉施設、幼稚園、公衆浴場などをいいます。

※3 建物全体の収容人員が該当欄の人数未満の場合は、防火管理者の選任及び消防計画の作成は不要です。